

一般乗用旅客自動車搬送事業（患者等搬送事業）利用規約

第1条 （適用範囲）

（株）ハイメディック（以下当社）の一般乗用旅客自動車搬送事業（患者等搬送事業）に関し、この利用規約の定める通りとする。この利用規約に定めのない事項については、民法並びに関係法規並びに慣行に従います。

2 当社がこの利用規約の趣旨及び法令に反しない範囲でこの利用規約の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

第2条 （搬送担当者の指示）

利用者は、当社の搬送担当者の搬送の安全確保のために行う職務上の指示に従うものとします。

2 利用者の搬送中に、利用者の体調に異変を生じた場合、搬送担当の看護師や救急救命士の指示に従うものとし、搬送元に帰還する場合があります。

第3条 （搬送の引受け）

当社は、次条、第4条の2第2項又は同第4条の4第2項の規定により搬送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、利用者の搬送を引き受けます。

第4条 （搬送の引受け及び継続の拒絶）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、搬送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- （1）当該搬送の申込みがこの利用規約によらないものであるとき。
- （2）当該搬送に適する設備がないとき。
- （3）当該搬送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- （4）当該搬送が法令の規定又は公序良俗に反するものであるとき。
- （5）天災その他やむを得ない事由による搬送上の支障があるとき。
- （6）利用者が乗務員の旅客自動車搬送事業等運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- （7）利用者が旅客自動車搬送事業等運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
- （8）利用者が第4条の3第3項又は同第4項の規定により持ち込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
- （9）利用者が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- （10）利用者が車内を汚染するおそれがある不衛生な服装をしているとき。
- （11）利用者が重病者であるとき。

(12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2

当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、利用者並びに同伴者には喫煙を差し控えていただきます。

2 利用者又は同伴者が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、搬送担当者は喫煙を中止するように求めます。利用者又は同伴者がこの求めに応じない場合には、搬送の引受け又は継続を拒絶することが出来ます。この場合、利用者が降車するまでの運賃及び掛かったその他の料金を求めるとともに、喫煙が継続された場合は営業を中止して車両の清掃を行いますので、その清掃代金と営業中止における損害の賠償を求めます。

第4条の3 （手回品の持ち込み制限）

利用者又は同伴者は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

2 当社は、利用者又は同伴者の手回品（利用者の携行する物品をいう。以下同じ。）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、利用者又は同伴者に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

3 当社は、前項の規定による求めに応じない利用者又は同伴者に対して、その手回品の持ち込みを拒絶することがあります。

4 当社は、利用者又は同伴者が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、利用者又は同伴者がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持ち込みを拒絶することがあります。

第4条の4

利用者の当社の搬送担当者に対する法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為（本条において、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントその他の利用者又は同伴者の発言、行動等が利用者の意図には関係なく、当社の搬送担当者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与える行為（以下「ハラスメント」という。）をいう。）は差し控えていただきます。

2 ハラスメントがあった場合、搬送担当者はハラスメントの中止を求め、利用者又は同伴者がこの求めに応じない場合には、搬送の引受け又は継続を拒絶する他、搬送担当者又は当社の判断において警察等へ通報します。また、ハラスメントにより生じた損害の賠償および、慰謝料を請求します。

第5条 （契約の成立）

利用者が、当社に対し、当社の定める申込書（搬送同意書）により申し込みを行い、これに対し、当社が応諾したとき、搬送契約が成立します。

第6条 (運賃及び料金の收受)

当社が收受する運賃及び料金は、利用者の乗車時において国土交通省の認可を受け実施しているものによります。

2 前項の運賃及び料金は、距離または時間計算による基本運賃にオプションを加算したものがご利用料金(総搬送費用)となります。

3 前項に定めるオプションは、別途見積書の通りです。

第7条 (利用者に対する責任)

当社は、利用者の搬送が終了した際に運賃及び料金の支払いを求めます。

第8条 (違約金)

当社と利用者の間に、搬送契約が成立したにもかかわらず、利用者の都合により搬送契約をキャンセル・解約する場合、利用者は当社に対し、以下の違約金を支払うものとします。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 搬送予定日の2日前から7日前まで | 総搬送費用の30% |
| (2) 搬送予定日の前日 | 総搬送費用の50% |
| (3) 搬送日当日出庫前 | 総搬送費用の80% |
| (4) 搬送日当日出庫後 | 総搬送費用の100% |

第9条

当社は、搬送により利用者の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の搬送担当者が搬送に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当社の搬送担当者以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の利用者に対する責任は、利用者の乗車のときに始まり下車をもって終了します。

第10条

当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に任じません。

第11条 (利用者の責任)

当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの利用規約の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対しその損害の賠償を求めます。